

平成25年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約

【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
財産活用課	八尾市公用車貸出等事務業務	平成25年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10-32	2,233,800	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
財産活用課	安中町9丁目市有地除草業務	平成25年4月2日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町1丁目10-32	742,232	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第2項に規定するシルバー人材センターとの契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
市民税課	平成25年度地方税電子申告システムサービス提供業務	平成25年4月1日	TIS株式会社	大阪府吹田市豊津町9番1号	3,061,800	本システムは継続性の必要なシステムであり、短期間での入替は基幹システムとの連携確認作業が頻繁に生じ、安定稼動が困難となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民税課	市民税システムの課税証明書及び回答書のレイアウト変更作業	平成25年9月17日	株式会社アイネス 関西支社	大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	630,000	本システムの開発・保守業者であり、プログラム改修対応可能な唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
資産税課	平成25年度固定資産(土地)評価システム業務	平成25年6月4日	一般財団法人日本不動産研究所近畿支社	大阪市北区堂島1丁目1番5号	5,281,500	本業務については、本市の評価システムや地形の状況に精通している必要があり、同社については、長年評価替え業務や新規路線の評価等にも携わり、本市の状況や事務処理等を熟知しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

平成25年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約

【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
資産税課	平成25年度八尾市固定資産情報管理システム更新業務	平成25年6月10日	アジア航測株式会社 大阪支店	大阪市北区天満橋1丁目8番30号	17,157,000	同社は、本市の課税業務用に改良を重ねてきたものであり、平成24年度評価替えにおいて既に当該システムで基準年度の距離計測等を行ってデータを取得し、それに基づいて路線価を決定している。第2年度、第3年度においての新規路線の価格を決定するにあっても、地方税法上基準年度との整合性が求められることから、他社のシステムによりデータ取得し、路線価の決定を行うことは困難であると考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
資産税課	資産税システム区分所有一括登録対応作業	平成25年9月17日	株式会社アイネス 関西支社	大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	840,000	同社は、本市税関係システムの再構築を実施した開発・保守事業者であり、最も少ないリスク及びコストで迅速かつ臨機の対応が可能のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
資産税課	平成26年度価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務	平成25年6月28日	社団法人大阪府不動産鑑定士協会	大阪市中央区今橋1丁目6番19号	4,425,645	固定資産における鑑定評価は、他の公的土地評価との均衡を図りつつ、同一時点で大量に行うものであり、特に隣接市との面的な均衡を図る必要がある。このような観点から、府下各市町村が同社と契約することで、不動産鑑定士協会における鑑定評価の均衡を図っているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
納税課	封入封緘業務委託契約	平成25年4月1日	コンピューター・サプライ株式会社	大阪府枚方市出口2丁目38番地8号	単価契約 (年間見込額) 898,747	市税の滞納者への督促状・催告書の封入業務は、督促状などに表示された納税者の個人情報保護のため守秘義務を遵守する必要があること、作業日程が限定されているためアクセス上、近傍の業者であること、平成24年度において実績があり支障なく業務を完遂したことなどを踏まえ、効率的・効果的な事業実施が見込まれることから、随意契約による委託が適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

平成25年度 随意契約の公表(財政部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成25年4月1日から平成25年9月30日までの随意契約

【財政部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
納税課	八尾市税口座振替データ分割統合業務委託契約	平成25年4月1日	株式会社DACS	大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	単価契約 (年間見込額) 1,561,460	データ伝送は、切れ目なく送受信を行う必要がある中で、金融機関側のシステム変更が随時行われており、すべての金融機関と円滑に業務を遂行する必要があり、随意契約による委託が適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
納税課	八尾市公金等収納業務委託契約	平成25年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	単価契約 (年間見込額) 5,728,761	契約業者はセキュリティレベルが最も高い、LG-WAN(総合行政ネットワーク)を使用することが出来るASP(アプリケーションサービスプロバイダー)提供者として、本市が独自のサーバーなどを開発することなく、安全に市税等の収納データの送受信を完結することが出来るシステムを構築しており、また、各コンビニからの納付データ及び収納金を取りまとめ、収納データの送受信から収納金の本市への払込みまでを一元管理できる唯一の業者であることから、随意契約により委託することが適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
納税課	指定代理納付者による歳入の納付に係る契約	平成25年5月1日	ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	単価契約 (年間見込額) 580,513	本市とLGWAN回線ネットワークで、自動データ連携ができ、手数料の一部を納税義務者に負担頂く運用も可能であり、クレジットカードの5大国際ブランド全てに対応できる上、国内での認知度が高い、唯一の業者であることから、随意契約により委託することが適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
納税課	平成25年度八尾市税督促状・催告書・催告明細書プリンティング業務委託契約	平成25年6月10日	株式会社アイネス 関西支社	大阪市中央区瓦町1丁目4番8号	単価契約 (年間見込額) 1,679,398	新システム移行に伴う処理であり、税関係システムの開発・保守業者であることから、データ作成処理における不具合に適切に対応することが期待でき、また、当該システム関係帳票の印刷実績もあることから、随意契約による委託が適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)